



▲今年も力作がいっぱい"もや焼"

第二十回ふるさとまつりが十一月二日、三日の二日間、コミュニケーションセンターを会場に開かれ、村内外から延べ二千五百人の来場者があり、もちつき大会や、めぐり芸発表会、阿蘇部族の演劇公演などが行われるなど、まりの期間中は終始にぎわいを見せました。

ふるさとまつりの様子をカマラルボで紹介します。

第20回 あすを拓く ふるさとまつり

延べ2,500人 が来場



▲上ノ国の味をお届けにありがとうございました



▲結構なお味で…



▲阿蘇部族の演技に会場は大爆笑



▲よしもち、巻き寿司はいかが



▲協小の名演技



▲もちつき大会には子どもたちが参加

消防・ネットワーク

火事と救急・救助は
一一九番

「ふるさとまつりで消防防災展」

十一月二日、三日に開催されたふるさとまつりに、消防署では「消防防災展」を開催、「消防装備品の展示」、「消火シミュレーション体験」、「防火標語展」、「アトム保育園児による消防車写生展」を出展しました。

◎標語展入賞者

選ばれました。入賞者の方々を紹介したいと思います。
最後に、「ご協力、ご参加下さいました。関係各位に、心からお礼申し上げます。」

●小学生の部

最優秀賞

相内小学校六年 三浦 奏美
おでかけの
十分前は

優秀賞

火の点検

●中学生の部

最優秀賞

一年 石岡 城幸
確認で
ゆとりを作り

優秀賞

一年 小川 絃司
二年 米谷 美紀
三年 松橋 征高
火事はゼロ

「防火標語展」は、今回で二回目となりましたが、これは、村内の小学校四年生以上、中学校は全生徒を対象に募集したところ二〇五点のすばらしい作品が出品されました。

審査員の方たちが頭を悩ませ、

また、「消火シミュレーション体験」は、特に人気があり、二回三回とチャレンジする人や、「家に消火器はあるが、使い方が解らないから、やってみよう」という人など、子どもから年輩の方まで、沢山のの人に体験していただきました。

消防車の絵は、すごく個性的なものから、細かな所までしっかりと書かれたものまで、大変上手な作品ばかりで、職員一同驚かされました。

また、「アトム保育園児による消防車写生展」を出展しました。

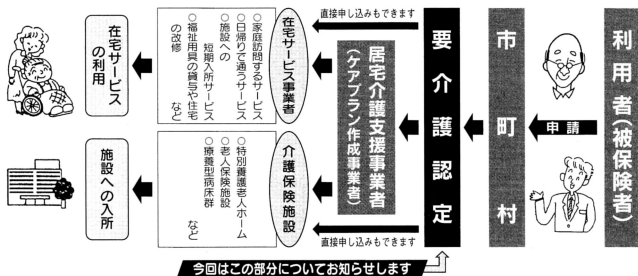
消防署では「消防防災展」を開催、「消防装備品の展示」、「消火シミュレーション体験」、「防火標語展」、「アトム保育園児による消防車写生展」を出展しました。

介護保険シリーズ②

要介護認定でサービス量を判定

前は介護保険を利用するにあたっての必要な手続きや「こんな人が申請できます」といった事前の確認事項についてご紹介しました。

今回は介護認定申請を行った後、どのようにして要介護認定が行われるかをご紹介します。



1 要介護認定に必要なものは？

要介護認定は主に【コンピュータによる1次判定】【訪問調査時の特記事項】【主治医の意見書】の3項目が必要となります。

【コンピュータによる1次判定】

介護認定申請した方が要支援または要介護に該当するかどうかを判定する基本としてまず訪問調査が行われます。

調査の内容は申請した方の心身の状況を全国一律で定められた調査項目に基づいて行われるもので、その結果がコンピュータに入力され、1次判定として自立・要支援・要介護1～5のいずれかに判定されます。

1次判定を行うコンピュータのシステムは「申請した方にどれくらい介護サービスを提供する必要があるか」を判断するもので、訪問調査の結果をコンピュータに入力することによって介護サービスに必要とされる基準時間を推計するように作られています。

なお、この基準時間は実際に介護サービスを受ける時間ではなく、あくまで介護サービスの必要性を量る一応の目安となっています。また、病気等による状態の重さと要介護度の高さは必ずしも一致するとは限りません。



【訪問調査時の特記事項】

介護認定申請された方の状態は個人によって千差万別です。申請された方の状態をより詳しく把握するために、コンピュータの1次判定訪問調査において定められている項目以外で心身の状態に関する事項を調査します。

【主治医の意見書】

要介護認定のために必要な資料として、申請した方の心身の障害の原因である病気の状況等について医師からの意見を求めます。なお、主治医がない場合は市浦診療所で医師の診断を受け、意見書を作成してもらったこととなります。

なお、訪問調査や医師の意見書は要介護認定の基本資料になる重要なものなので、この調査を拒否することになると基本的資料が得られないことになり、申請は却下されます。

2 介護認定審査会の判定

介護認定審査会は、市浦村、五所川原市、鯉ヶ沢町、木造町、深浦町、森田村、岩崎村、柏村、稲垣村、車力村、金木町、中里町、鶴田町、小泊村の14市町村によって構成されている「つがる西北五広域連合」内に設置されており、そこで14市町村から集められた要介護認定申請者の【コンピュータによる1次判定】【訪問調査時の特記事項】【主治医の意見書】を原案として、2次判定が行われます。介護認定審査会では、一人暮らしであることや、家族介護者のからだが強まっていることだけを理由に要介護度を上げることができませんが、家族による虐待や無視が本人の心身状況に変化をもたらしていると判定されるケースでは、要介護度を上げることができるとされています。

決定した認定結果の有効期間は基本的に6か月となっており、有効期限の1ヶ月前に認定の手続きと同じように更新することになっています。しかし、状態の変化等によっては6か月から短縮や延長が行われる場合もあります。なお、要介護度によって利用できる介護サービスの上限が決められており、介護保険施設（特別介護老人ホーム等）への入所は要介護1以上となっています。

3 「自立」になった場合はどうなる？

審査判定の結果「自立」となった場合、介護保険サービスを受けることはできませんが市浦村独自の事業として介護保険以外のサービスも計画されています。なお、現在特別介護老人ホームに入所している方は「自立」と判定されても5年間は引き続き入所することができます。

また、認定結果に不服があるとき認定結果を知った翌日から60日以内に青森県庁内に設置されている介護保険審査会に申し立てることができます。

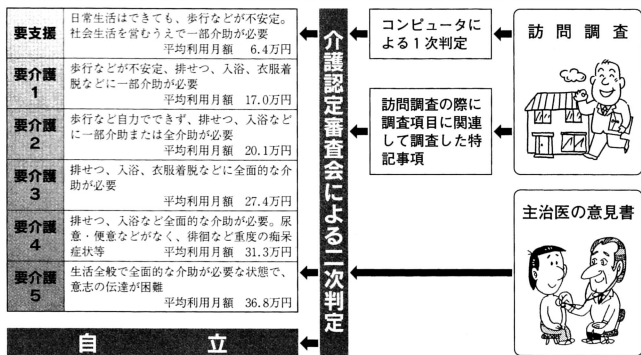
〈参考〉

11月17日現在、市浦村では15名の方が介護認定審査会の判定を受け、以下のような結果となっています。

●介護認定審査会による2次判定の結果

要介護度	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人数	0人	0人	6人	3人	1人	3人	2人

4 要介護認定の流れ



コンピュータ

西暦二〇〇〇年問題

西暦二〇〇〇年になると、古いコンピュータシステムが誤作動し、世界中でさまざまなトラブルを引き起こすといわれる「コンピュータ西暦二〇〇〇年問題」。今月号は、同問題に関する村の対応や、村民の皆さんの生活に関わりがある、身の回り製品などについての対応状況をお知らせします。

「コンピュータが一斉に混乱する？」

一九九九年と二〇〇〇年、どちらが先か分からない——「コンピュータ二〇〇〇年問題」は、コンピュータのそんな単純な混乱から起きる重大な問題です。データの処理能力が現在のようには高くなかったころのコンピュータは、西暦年の上二けたを省略し、下二けただけで年数を扱ってきました。例えば一九九九年なら「九九」としていたわけです。

これはコンピュータのメモリーを少しでも節約するための措置でしたが、技術的にその必要

がなくなつたいまでも、一部のコンピュータやソフトウェアにはこうしたプログラムが残っています。

二けたで年を表示するコンピュータの場合、二〇〇〇年に入ると数値は「〇〇」となり、前年の「九九」と比べると大小が逆転して問題が起きます。コンピュータは「〇〇」を「一九〇〇年」と認識してしまつたり、混乱してストップしたりして、さまざまなトラブルを起こすおそれがあるのです。

村の対応

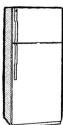
二〇〇〇年問題について、村では、既に年末年始に向けた対

応として、役場内に同問題対策本部を設置することにしており、村民の生活に影響を及ぼすことのないよう対応をすすめています。また、万一システムの誤作動などが発生した場合に備え、既に「市浦村西暦二〇〇〇年問題危機管理計画書」を作成済みです。

身の回り製品について

皆さんに密接に関係がある身の回り製品などについて、国のインターネット・ホームページの資料をもとにお知らせします。

① 電機製品について



●エアコン・冷蔵庫・洗濯機については、年号を含めた日付管理を行っていないため、問題ないことが確認されています。
ビデオレコーダー、テレビ、ビデオカメラは一部製品で支障が発生する可能性があります。

(Gコード予約ができなくなつたり、曜日表示がずれたりする。) これらは、マニュアル録画や手動で曜日表示を設定し直すことで対応が可能

② 電話について



●家庭用電話機本体、携帯電話については、日付表示などに不具合が生じる場合があるが、通信機能自体については、異常はない。

●電話サービス

主要な電気通信事業者は、今年九月までに通信系の重要システムについて、模擬テストを全て完了し、問題は無いとされている。

●ファクシミリ

九六年から九七年以前に製造されたものに、二〇〇〇年問題による表示の異常などの不具合が生じる可能性がある。発信記録や通信レポート等の年月日の異変など、手動で日付の再設定を行うことにより解消するが、ごく一部では、ROM(ロム)を交換する必要がある機種もある。(ユーザが特定される場合は、個別に通知を行っている。)

③ 電気・ガスについて



●電力やガスを供給するコンピュータは、暦年処理をしていないため、供給面では発生しないことを確認しています。

④ パソコンについて



●近年製造された製品については、二〇〇〇年対応がなされており問題は発生しないといふ問題が発生する機器もあるが、簡単な操作で、二〇〇〇年対応となるものが大部分である。

●インターネット

インターネットでのコンピュータ間のデータ通信を行うための機能には、年号を含む情報は、処理されていないため、二〇〇〇年問題による通信機能に大きな障害を引き起こす可能性は、低いと考えられています。しかし、メールの蓄積、ユーザ管理の付加、管理機能においては、年号を含む情報が処理されていることから、個別に対応を求められるものがある。修正ソフトの利用などにより対応)ま

た、インターネットのプロバイダーは、全て対応を完了しています。

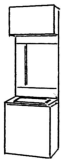
⑤乗用車などについて



自動車メーカー各社とも、問題ないことを確認しています。
●カーナビゲーションシステム
カーナビゲーションシステムについては、一部の機器に不具合が生じる場合があります。(起動までに時間がかかったり、システムが起動しなくなったり、ユーザへの個別通知やインターネットによる情報提供を行っています。
●信号機

交通信号機は、交差する、すべての方向が同時に青色の灯火とはならない設計となっているため、信号機の誤作動による出合いの頭の事故の発生はない。

⑥ATM(自動現金預払機)



ATMネットワークの接続テストが、今年四月と五月の二回

行われ、問題なく処理できることが確認されています。

⑦クレジットカード



二〇〇〇年を超えるカードの読み取り問題については、九年六月に読み取り端末の入れ替えなどの対応が完了しており、システムの修正、対外ネットワークとの接続試験を含め、すべての対応が完了しています。

⑧交通機関



●航空機
日本の航空管制、空港及び航空会社の対応状況については、システムの修正を概ね完了しており、飛行の安全性には影響はないとされています。

●鉄道

列車の安全運行を確保するための信号装置及び自動列車停止装置の保安関係の運行管理システムには、日付情報を使用していないので、問題はないとされています。

一方、列車のダイヤ通りの運行を確保するための運行管理システムについては、日付情報が使われていますが、必要対応を完了しています。

●旅客船

安全確保に万全を期する上で必要となる対策は、完了しています。

なお船舶については、運航に關係のある機器は、手動によっても操作できるものとなっているため、問題はないとされています。

⑨石油などについて



●石油の輸入
日本に原油を供給している産油国国営石油会社などのほとんどが年内までに対応を完了する予定です。万一供給される原油が不足するという事態が発生したとすると、約一六〇日分の石油備蓄があることから、備蓄の活用により、十分対応が可能です。

●ガソリンや灯油

製油所の制御系重要システムの対応を完了しており、制御系システムを使用しているガソリ

ンスタンドについても、年内には、対応が終了する予定となっており、ガソリンや灯油の供給に支障はないものと考えられます。

⑩医療機関



医療機関の医療機器については、製造業者などが二〇〇〇年問題発生の可能性についてチェックしており、問題発生のおそれがある医療機器については、厚生省に報告してもらうことになっていきます。

なお、個々の医療機関における取組み状況については受診されている医療機関にご確認ください。

⑪水道水



水道基幹施設においては、原水の水質の状況や水運水の使用量に応じて、塩素の注入量や水道水の供給量などを自動的に操作するためにコンピュータを用いており、多くの場合これらのコンピュータ操作については日

付による管理を行っていないため、断水など水道水の供給面で、支障となる事態は発生しないと考えられています。万一運転が停止したとしても、手動運転での対応が可能である。

●食

なお、かねてより、地震や風水害などへの備えとして、保存のきく食料、飲料水などの備蓄を行って欲しいと思いますが、この際これらを点検されることをお奨めします。

⑫食



取引き先に対する確認やデータ交換の模擬テストを行うなど年内に対応を完了する予定です。また、小売店では、二〇〇〇年問題に関するシステムはほとんど導入されていないことからこの問題の影響は少ないと見込まれています。

⑬新聞



新聞社における新聞製作系のコンピュータシステムについては、概ね各新聞社とも対応を完了しています。



県政モニターを募集

あなたの声を県政に!!

県では、県政についてのご意見・ご提言を寄せてくださる県政モニターを募集しています。県政に関心のある方、県政に熱い思いのある方の募集をお待ちしています。

▶**応募資格** 県内に居住している満20歳以上の方であれば、どんな方でも可。ただし、議員・公務員・行政相談委員、国やその他の公共団体のモニターになっている方や今後なる予定の方、平成7年度以降に県政モニターを経験した方は除きます。

▶**募集人員** 33人

▶**委嘱期間** 平成12年4月下旬からおよそ2年間

▶**仕事** ①アンケートに対する回答(年4回) ②県政に関する意見や提言の提出(随時) ③県政モニター会議への出席(1回)

▶**謝礼** 1年ごとに記念品を差し上げます。

▶**応募方法** 官製はがきに、必要事項を記入して、平成12年2月10日(当日消印有効)までにお送りください。

(表)

(裏)

50	030-8570 政策推進室 県政モニター係	青森市長島一丁目 役場の電話は62-2111
		①住所 ②氏名(ふりがな) ③性別 ④生年月日 ⑤職業 ⑥電話番号 ⑦希望する理由 ⑧各種モニターの経験

県内の交通事故概況

10月		累計	死者のうち	高齢者の死者	
発生	774件 (764)	7,099件 (6,778)		飲酒運転による死者	38 (44)
死者	11人 (14)	100人 (111)	シートベルト着用義務者(着けなければならぬ人)	52 (56)	
傷者	915人 (922)	8,509人 (8,138)	非着用者(着けていなかった人)	34 (29)	
			着ていれば助かったと思われる人	20 (13)	

()内は前年。累計は1月から。

市浦村の人口と世帯数 平成11.12.1現在

大字名	前月人口	人口	世帯数
相内	1,259	1,256	417
桂川	66	66	22
大田	268	267	86
鷲元	520	523	194
磯松	312	312	110
十三	811	809	262
計	3,236	3,233	1,091

3曹昇任後、4年以上で幹部候補生の受験資格あり。

▶お問い合わせ

市衛隊青森地方連絡部五所川原募集事務所 ☎0173-35-2305

建設課からのお知らせ

市浦村漁業集落排水施設排水設備工事指定業者の申請を受付しています

十三地区漁業集落排水施設が、平成11年12月1日をもって共用開始されており、下記により排水設備工事指定業者申請を受付けます。

▶**申請受付開始日**

平成11年10月22日(金)～随時

▶**申請受付場所**

役場建設課

▶**資格要件** 責任技術者及び配管工を常時雇用していること他

▶**申請書・添付書類**

役場建設課に備付けています。

▶**お問い合わせ** 役場建設課

☎62-2111(内23)

出稼労働者意識調査にご協力を

厳しい雇用情勢のなかで、出稼求人減少、求人条件の制限などにより働きたくても出稼に行けない状況となっています。

今後出稼求人の大幅な拡大ができないと思量され、出稼労働者が今後地元就職を希望すると予想されることから、青森県出稼協会では、雇用機会の創出を図り出稼解消策を講ずることを目的に、出稼労働者全員を対象に意識調査を実施することになりましたので、調査への協力をお願いします。

▶**調査対象者** 出稼労働者全員

▶**実施時期** 平成11年12月15日～平成12年1月14日まで

▶**調査方法** 調査員が直接対象者となる方に訪問します。

▶**お問い合わせ**

青森県出稼協会(県庁内)

☎0177-22-1111(内線2376)

健康への道

No.132

誰もが必ず一度は口にしながらあるお茶。日本では煎茶、ほうじ茶、抹茶などたくさんの種類のお茶があります。そのお茶が最近では「健康にいい」ということで大変、注目を集めています。

お茶の中にはカフェインとカテキンという成分が含まれていて、この二つの成分が人間の身体に有効に働いてくれるので、カフェインは身体の中にある脂肪を分解し、脂肪による肥満を抑えてくれ、また尿をたくさん排泄する働きもあります。カテキンは腸の働きを活発にする働きがあり、便秘を解消してくれます。そして皆さんも気になるコレステロールの吸収を防ぐ働きもあります。

※カフェインやカテキンの成分の他に、油分を溶す成分や脂肪の酸化を抑えて老化を防ぐ成分などたくさんの健康にいい成分

お茶のパワーで 元氣百倍!!

が含まれています。
朝、起きたらまず一杯、食後一杯と身近にあり、手軽に飲めるお茶を改めて見直して家族みんなで元気に寒さを乗りきりたいですね。

※もう一つ、注目されている成分、ポリフェノールがあります。ポリフェノールを開けば皆さんは赤ワインを思い浮かべると思いますが、緑茶にもたくさん含まれていて、赤ワインに比べるとノンカロリー、ノンアルコールでカロリーの気になる人やアルコールが飲めない人でも手軽に飲めます。このポリフェノールには動脈硬化や心臓病を防ぐ作用があります。

試してみよう カンタン茶がら スープの作り方

《材料》 煎茶であれば何でもよい。
湯呑み一杯分に対し茶さじ一杯 (約3g)
★注意：宵越しの茶がらは使わない

《作り方》

- 茶がらを細かくする
方法① 手でちぎる。(できるだけ小さくちぎる)
方法② すり鉢でする。(ペースト状になるのでトロッとしたスープにしたい場合はおすめ)
方法③ 包丁でたたく。(トントんたたくばかり細かくなるので飲みやすくなる)
- 茶がらを1分間煮る
●細かくした茶がらに水200mlを加えて中央で加熱し、煮ること1分。
- できあがり
●溶けた茶葉ごと飲みます。味付けしなくても大丈夫。渋味がないので、飲みやすいスープになります。冷やして飲んでもおいしいですよ。



▼お誕生

豊島 泰紀(相内) 義弘
奈良 泰紀(相内) 兼人

▼ご結婚

山入端 勝(沖繩)
糸谷 美智代(相内)
三場 幸子(相内)
安田 裕幸(十三)
金城和美(十三)
山本常春(沖繩)
北原 祐子(東京)
工藤 幸治(金木)
佐藤 孝次(太田)
奈良 孝次(相内)
安保 さやか(相内)
藤本 浩美(相内)
荒毛 純子(福岡)

▼おへやみ

秦 ね(相内) 73歳
工藤 れき(桂川) 79歳
藤原 一(脇元) 85歳

あとかぎ

今年も十二月を残すだけとなり、二〇〇〇年のカレンダーも出まわりはじめています。すでにお気付きの方もいらっしゃると思いますが、二〇〇〇年のカレンダーは一月の「成人の日」が、これまでの十五日から十日に、十月の「体育の日」が十日から九日になっており、いずれも連休になっています。

国民が休日(連休)を有効に使えるように配慮されており、厚生省などは、以前から提唱していたようです。

村が建設に着手した健康増進施設(タラソテラビ)——完成後は、休日を利用する人たちで、賑わうことが期待されます。

(三不)

紙面の都合上「健康増進施設について」は休ませていただきます。

山田 守一(脇元) 69歳
三浦 兼四郎(相内) 82歳
濱田 久美(相内) 86歳
長利 ハナ(太田) 69歳
下澤 文明(太田) 73歳